

## 障害者・高齢者等の参政権の保障を求める意見書

2023年4月に統一地方選挙が行われます。かねてより国・都道府県・市町村における投票制度の在り方について障害者・高齢者等の参政権の保障と投票制度の改善を求める当事者等の声が出されています。

具体的には、投票日に使用される投票所が小・中学校などバリアフリー化されていない施設であることが多いことや、郵便投票などの投票制度を利用できる範囲が狭いため実際には投票所に足を運ぶことができない状態にある者が投票できないといった方も少なくありません。ガイドヘルパーによる同行支援が受けられない者、また昨今では重いひきこもり状態にあり外出が困難である者などその様態も多様です。

2022年5月10日、日本弁護士連合会は、政府の「障害者の権利条約第1回締約国報告書」に対し「障害者の権利に関する条約に基づく日弁連報告書（その3－その2の追補）～総括所見に盛り込まれるべき勧告事項とその背景事情について～」を公表し、早急な改善を求めました。

本議会においても障害者・高齢者等の参政権の保障を求める立場から、全面的な改善策を求めるとともに、当面国及び都道府県に対して下記の事項について早急に改善されることを求めるものです。

### 記

- 1 郵便等による投票制度の対象範囲について、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護3～4の高齢者、視覚障害、知的障害、心理社会的障害のある者、重度でなくとも身体に障害のある者等についても対象とするよう法改正を実施すること。
- 2 全国の投票所において合理的配慮が提供されるよう具体的な施策を実行すること。
- 3 全ての国会議員選挙の政見放送について、手話通訳及び字幕が付されるよう法改正等を実施すること。また、国政選挙・地方選挙を問わず、選挙公報が発行される場合にその全文を点字版、音声版及び拡大文字版として発行するよう法改正等を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和4年9月21日

(送付日) 令和4年9月26日

(送付先) 総務大臣、東京都知事